

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ルーマニア	国立現代美術館視聴覚機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とルーマニア政府との間の交換公文	国立現代美術館視聴覚機材整備計画を実施するため に必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	38,800千円 H20.3.31まで	H19.11.29 ブカレスト (同日)	日本側 津嶋冠治在ルーマニア大使 ルーマニア側 アンソント・ニクレスク外務省次官	H19.12.13 678号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。